

平成26年10月22日

各 位

東京大学宇宙線研究所長
梶 田 隆 章
(公 印 省 略)

平成27年度共同利用研究の公募について（通知）

本研究所において、平成27年度共同利用研究を公募しますので、共同利用研究を希望される方は、平成27年1月9日（金）（厳守）までに、電子ファイルにより別紙共同利用研究申請書を提出願います。さらに、印刷した申請書に研究代表者の方の印と所属長印を押印のうえ、平成27年1月23日（金）（厳守）までに郵送等により提出願います。

なお、応募研究課題が採択された場合には、別添東京大学宇宙線研究所共同研究員規程に基づき取り扱うこととなりますので、お含みおきください。

詳細については、宇宙線研究所ホームページをご確認願います。

東京大学宇宙線研究所共同利用研究公募要領

1. 公募目的

広い意味での宇宙線の観測・研究ならびにそれに関連した研究を当研究所と共同して行う。

2. 公募事項

以下の事項について共同利用研究課題の公募を行います。

(A) 当研究所の共同利用施設、設備・装置の利用を必要とする広い意味での宇宙線の研究。

当研究所には乗鞍観測所、明野観測所、神岡宇宙素粒子研究施設、宇宙ニュートリノ観測情報融合センター等の共同利用施設と柏微弱放射能測定設備等各研究部門に所属した共同利用設備・装置があります。また、本研究所大型計算機システムは、各研究部門を通して共同利用されます。

(B) 下記の研究項目（a～f）のいずれかに該当し当研究所と協力して行う素粒子または宇宙物理に関する研究。

「研究項目」

- a 地下または深海で行う宇宙線研究
- b 飛翔体、高山または地上等で行う広い意味での高エネルギー宇宙線の研究
- c 高エネルギー宇宙ガンマ線源の探索・観測を主な目的とした研究
- d 化学組成、同位体測定等による宇宙線あるいは宇宙物質の起源に関する研究
- e 広い意味での宇宙線の研究に有効な観測手段、装置等の開発的研究
- f 広い意味での宇宙線の研究で将来発展が期待されるテーマの理論的または萌芽的研究

(C) 研究会

広い意味での宇宙線の研究で興味深い特定のテーマについて、全国の研究者が1～3日間程度本研究所で集中的に行う研究会。

※ 国内旅費は宇宙線研究所及びその研究施設と観測施設への旅費のみ、海外旅費は宇宙線研究所の海外観測拠点への旅費のみに限ります。

3. 応募資格

国立大学法人、公、私立大学及び国、公立研究機関の教員、研究者等。ただし、代表者は常勤者に限りません。また、学部学生は、研究補助者としてのみ参加できます。

4. 応募方法

所定の共同利用研究申請書（様式1（表紙）、様式1別紙（参加研究者及び研究補助者一覧）、様式2）（宇宙線研究所ホームページ<http://www.icrr.u-tokyo.ac.jp/info/koubo/h27>）に掲載）に必要事項を記入のうえ、電子ファイル（押印不要）を電子メールに添付して提出し、かつ押印された申請書の原紙を郵送などにより提出してください。

5. 応募期限

電子ファイルの提出：平成27年1月9日（金） 17：00 厳守

押印された原紙の提出：平成27年1月23日（金） 17：00 厳守

6. 応募書類提出及び問い合わせ先

東京大学宇宙線研究所予算・決算係

〒277-8582 千葉県柏市柏の葉5-1-5

電話（04）7136-3189、5162、5176、5165

電子メールアドレス：kyodo-riyo@icrr.u-tokyo.ac.jp

7. 審査

研究課題の採否、所要経費の査定は、提出された電子ファイルの内容に基づいて共同利用研究課題採択委員会において行い、運営委員会において決定します。

8. 採否の判定

4月下旬頃の予定

採択された研究課題名と研究代表者名（所属機関を含む）は宇宙線研究所ホームページに公表されます。

9. 研究成果報告

研究代表者は、当該年度終了後速やかに、採択後通知される研究成果報告書を電子ファイルで提出してください。研究成果報告書はそのまま宇宙線研究所ホームページに公表されるので簡潔明瞭に記載してください。また、当該年度終了前に研究成果発表会を開催します。そのため、研究成果の発表を求める場合があります。

10. 安全衛生教育等

参加研究者及び研究補助者は、東京大学の安全衛生教育に関するルール（「東京大学の施設または設備等の共同利用に関する安全ガイドライン」（以下、「安全ガイドライン」という）を参照してください。）を遵守していただきます。また、参加研究者及び研究補助者の方で学生及び所属機関がない方は、「学生教育研究災害傷害保険」又は同等以上の傷害保険に必ず加入してください。

11. その他

- ① 今回の応募に関連した研究目的で他に（例えば、科研費、民間財団補助金等）要求している場合はその旨明示してください。
- ② 応募書類の提出にあたっては、各研究者の所属機関長の承諾を得てください。
- ③ 新規施設利用申請の場合は、必ず当該施設長の承諾を得てから申請書を提出してください。

共同利用研究申請書等記入の留意事項

0. 注意事項 : **必ず最新の申請書 様式1 (表紙)、様式1別紙 (参加研究者及び研究補助者一覧)、様式2** を使用してください。
白い箇所のみを記入して下さい。色は印刷されません。
1. 公募事項 : 申請書右上欄に公募要領に基づく公募事項 (A, B, C) の該当するものを選択してください。複数選択しても構いません (特に研究会主体の申請の場合)。
2. 共同研究部門・センター及び施設名等 : 申請書左上欄は、下記参考の記号を必ず選択してください。
3. 研究課題 : 和文と英文両方の研究課題を必ず記入してください。
4. 国際共同研究 : 外国の機関や研究者と行う研究で、協定や取り決めを行い実施する研究に該当する共同利用研究は国際共同研究となりますので、該当する場合は○を選択してください。また、様式1別紙 (参加者一覧) に外国研究者の代表者等を記載してください。
なお、単に共著論文を出すという場合は該当しません。
5. 参加研究者及び研究補助者 : 様式1表紙には参加研究者と研究補助者の総合計人数を記載し、様式1別紙 (参加研究者及び研究補助者一覧) に参加研究者及び研究補助者全員の氏名を記入してください。
(原則として追加は認めませんが、採択決定後の確認で追加がある場合は様式4を提出してください。)
研究補助者とは、学部学生を指し、旅費を支給することはできません。
スペースが不足する場合には必要なページ数分の様式1別紙 (参加研究者及び研究補助者一覧) に記入をしてください。所属や学年については、新年度 (平成27年4月1日現在) で記入してください。
なお、平成25年6月に制定された安全ガイドラインにもとづき、実験等のため本所 (附属施設を含む) に来所される研究参加者の所属する機関等の緊急連絡先 (電話及びE-mail。研究グループ代表者自身あるいは研究グループのメンバーの事故等の際に連絡可能な所属機関事務室等の連絡先) を記載してください (注)。ただし、「安全ガイドラインQ&A」にもとづき、上記の緊急連絡先から所属機関等の安全管理責任者への緊急連絡がとれる体制を整備しておいてください。なお、研究会等のための来所の場合には記載の必要はありません。
(注)
※海外からの共同利用研究者の場合は「安全ガイドラインQ&A」の趣旨に沿って適切に対処をお願いします。
※同一機関に複数名共同利用研究者がいる場合は、機関の代表1名の欄にのみの記載で結構です。
6. 申請書の「その他」欄 : 研究代表者として複数の共同利用研究申込をするときは、申請書の「その他」の欄に研究課題名及び優先順位を記入してください。
7. 共同研究承諾書 : 共同研究承諾書については、参加研究者用 (様式3) がありますので、必要事項を記入のうえ、必ず研究代表者が保管しておいてください。
8. 平成27年度申請における特記事項
- ① エマルション現像設備の共同利用は、平成23年度で終了しました。
 - ② 乗鞍観測所は、冬期間の降雪に伴う要因により観測装置設置・運用のための人的支援が可能となる期間が限

られます。このため研究計画立案に際して、必要な場合は乗鞍観測所長に御相談ください。

参 考

各研究申請は以下のように研究部門・センター・施設に割り当てられておりますが、申請書は該当する研究部門主任あるいはセンター長に提出されます。関連センター・施設等が明記されている場合には、部門主任から施設長等に連絡します。

宇宙ニュートリノ研究部門

スーパー神岡利用（主任）

スーパー神岡以外の神岡施設（主任および神岡施設長）

高エネルギー宇宙線研究部門

明野観測所施設利用（主任および明野観測所長）

乗鞍観測所施設利用（主任および乗鞍観測所長）

ガンマ線、最高エネルギー宇宙線、超高エネルギー宇宙線、高エネルギー天体（主任）

宇宙基礎物理学研究部門

重力波関連（主任および神岡施設を利用する場合は神岡施設長）

観測的宇宙論、理論（主任）

宇宙ニュートリノ観測情報融合センター

一次線、柏地下施設利用（センター長）

計算機利用（センター長および計算機委員会）

宇宙線将来計画研究会

（連絡先）

部 門 名 等	氏 名	電話番号	メールアドレス(※)
宇宙ニュートリノ研究部門主任	中 畑 雅 行	0578-85-9603	nakahata@
高エネルギー宇宙線研究部門主任	手 嶋 政 廣	04-7136-5115	mteshima@
宇宙基礎物理学研究部門主任	川 崎 雅 裕	04-7136-3160	kawasaki@
宇宙ニュートリノ観測情報融合センター長	梶 田 隆 章	04-7136-3100	kajita@
神岡宇宙素粒子研究施設長	中 畑 雅 行	0578-85-9603	nakahata@
明野観測所長	佐 川 宏 行	04-7136-5121	hsagawa@
乗鞍観測所長	瀧 田 正 人	04-7136-5128	takita@

※メールアドレスは@のあとに icrr. u-tokyo. ac. jp をつけてください

東京大学の施設または設備等の共同利用に関する安全ガイドライン

平成 25 年 6 月 10 日

環 境 安 全 本 部

1. 目的

東京大学における施設または設備等を共同利用する学内者および学外者に係る安全確保を目的に、安全に関する利用手続きと利用条件等について、具備すべき最低限の要件を整理し、適切な共同利用の安全管理を行うために、この安全ガイドラインを設ける。

2. 施設または設備等の利用の申請

学内の共同利用する施設または設備等（以下「共同利用施設等」）を運営管理する部局または組織の責任者（以下「施設長等」）は、共同利用施設等を利用しようとする者に、各部局等で定める共同利用施設等の利用に関する申請を行わせる。この申請には、以下に掲げる事項を記載する。

- 1) 利用の目的、利用の内容と形態、利用の年次計画、利用者の名簿
- 2) 当該利用者の所属する部局または組織の安全管理責任者への緊急連絡方法

3. 共同利用施設等の利用の内容の事前の承認

施設長等は、利用の申請に基づき、共同利用施設等を利用する者に、東京大学が定める諸規則等（別紙「確認項目一覧」）を把握させた上で、利用を事前に承認する。また、利用者が所属する機関が、この申請について事前に承認しているか確認を必要とする場合がある。

4. 共同利用施設等で使用される物質、設備等の管理

共同利用施設等を利用する者は、以下に掲げる事項を遵守し、施設長等は、これに必要な支援を行う。

- 1) 東京大学化学物質管理規程に掲げるものを、東京大学薬品管理システム（UTCRIS）に登録の上で利用管理する。
- 2) 必要に応じて共同利用施設等で使用される物質、設備等の使用状況及び点検結果を記録する。
- 3) その他、学内の環境・安全に係る諸規則を遵守する。

5. 共同利用施設等の利用に関する安全講習等

施設長等は、共同利用施設等を利用する者に、必要と認める講習等により安全教育を受講させる。

6. 共同利用施設等の利用状況の把握と利用の終了の際の措置

- 1) 施設長等は、共同利用施設等の利用状況を適切に把握し、不適切な利用等が認められる場合には、共同利用施設等を利用する者に対し、改善指導を行う。
- 2) 施設長等は、共同利用施設等の利用を終了する者に対し、事前に利用の終了に関する報告を行わせる。
- 3) 施設長等は、共同利用施設等の利用を終了する者に対し、施設に持ち込んだものや発生した廃棄物を適切に処分し、施設に残す場合は、「化学物質、設備等の引き継ぎ等に関するガイドライン（平成 22 年 2 月 8 日環境安全本部通知）」を準用した手続きを行わせる。

確認項目一覧

事項	項目	関連法令等	
化学物質 (放射性物質等を除く)	特定毒物・毒物・劇物	東京大学 化学物質 管理規程	毒物及び劇物取締法
	毒薬・劇薬・指定薬物		薬事法
	麻薬・向精神薬		麻薬及び向精神薬取締法 東京大学麻薬取扱いの手引 東京大学向精神薬取扱いの手引
	覚せい剤・覚せい剤原料		覚せい剤取締法
	製造禁止物質		労働安全衛生法 第55条 環境安全指針
	特定物質		化学兵器の禁止及び特定物質の規制等の関する法律
	農薬(使用禁止農薬・販売禁止農薬・その他)		農薬取締法、農薬の販売の禁止を定める省令
	上記以外の化学物質		
高圧ガス等	毒性ガス	東京大学 高圧ガス 管理規程	高圧ガス保安法、一般高圧ガス保安規則 東京大学高圧ガス自主管理基準
	特殊高圧ガス		
	上記以外の高圧ガス		
放射性物質等	表示付認証機器	東京大学の 放射線障害の 防止に関する 管理規程	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 電離放射線障害予防規則
	放射線発生装置		
	放射性同位元素(密封、非密封)		
	放射化物		
	核燃料物質・核原料物質		
	エックス線装置		
上記以外の放射性物質等			
(微)生物・動物等	遺伝子組換え生物等	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法) 東京大学遺伝子組換え生物等の使用等実施規則	
	病原体等	東京大学 感染症発生 予防規程 東京大学 家畜伝染病 発生予防規程	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)、家畜伝染病予防法、東京大学研究用微生物安全管理規則
	実験動物	研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針 東京大学動物実験実施規則	
設備・特殊機器・ 圧力容器等	レーザー(4.3B,3R,2M,1M)	レーザ製品の安全基準(JIS C 6802)	
	労働安全衛生法届出設備等	クレーン、局所排気装置、圧力容器	
その他	法定資格等	潜水作業等	

東京大学の施設または設備等の共同利用に関する安全ガイドライン Q&A

2013/10/7 現在
環境安全本部作成

No.	質 問	回 答
1	<p>「2. 施設または設備等の利用の申請」において、申請の際の記載内容として、2) 当該利用者の所属する部局または組織の安全管理責任者への緊急連絡方法 となっておりますが、「安全管理責任者」という限定的な連絡先だけでなく、様々な緊急連絡先を想定したものにしてほしい。</p>	<p>緊急時に安全管理責任者への連絡体制が整備されていることを目的とした文面です。間接的な方法で当該利用者の所属する部局または組織の安全管理責任者へ連絡がなされる場合も、本ガイドラインの趣旨を満たしているものと考えます。</p>
2	<p>海外からの共同利用者について、事前に事務担当が安全管理責任者等について情報を得る事ができない場合が想定されます。そのような場合、どう対応すれば良いのでしょうか？</p>	<p>緊急時に安全管理責任者への連絡体制が整備されていることを目的とした文面です。 (海外からの共同利用者である場合等) 諸事情で事前に情報を得られない場合は、来日後、速やかに関連の情報を把握することを前提に手続きを進めるようにしてください。</p>
3	<p>外部の研究者が本学に来学することなく、共同(利用) 研究を行っている場合も、この安全ガイドラインの適用となるのでしょうか？</p>	<p>本学に来学しない共同研究者につきましては、本ガイドラインの適用対象外と考えています。</p>

様式1・表紙

共同研究関連 部門・センター 及び施設名等	選択して下さい。→▼	部門主任又は、 センター長	部門長	複数可	選択して下さい。→▼
			選択して下さい。→▼		施設利用の場合選択下さい。
2つ以上申込みの場合 2番目の部門名等を記載		所内担当者 <small>研究参加者に宇宙線の研究 者の参加がない場合</small>		(A) 施設名	選択して下さい。→▼
				(B) 研究項目	複数可 選択して下さい。→▼ 選択して下さい。→▼ 選択して下さい。→▼
				(C) 研究会	選択して下さい。→▼

平成27年度 共同利用研究申請書

東京大学宇宙線研究所長 殿

平成 年 月 日

下記のとおり、申請者が貴研究所における共同利用研究に従事することを承諾します。

平成 27 年 1 月 日

研究代表者の所属機関長 職・氏名

公印

※「所属長」とは学部又は研究所にあつては学部長及び研究所長、単科大学にあつては学長、大学院にあつては研究科長

研究代表者 所属 職名・氏名	機関名									
	職名	部局名等								
	(ふりがな)	住所								
	氏名	〒	TEL							
	e-mail									
研究課題	▼選択して下さい。	和文								
		英文								
国際共同研究	▼選択して下さい。	実施期間	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日							
研究目的 (50～60文字程度)										
総合計人数	0	名	別シートの【様式1・別紙(参加者名簿)】に、研究代表者を含めた参加者全ての氏名・所属機関等を記載して下さい。参加者が研究代表者のみの場合も【様式1・別紙(参加者名簿)】を記載してください。							
本研究に 必要な経費	物品費 申請額合計	国内旅費 申請額合計	海外旅費 申請額合計 <small>観測地点 1</small>	申請額 総合計						
	※ 0円の場合も記入 (円) 0	※ 0円の場合も記入 (円) 0	※ 0円の場合も記入 (円) 0	円 0						
(物品内訳)	物 品 名	規 格	数 量	単価(円)	小計(円)	物品費計(円)				
					0	0				
					0					
					0					
					0					
					0					
				0						
(旅費内訳) 来所計画 および 渡航計画	氏名	回数	滞在日数	出発駅	用務先	氏名	回数	滞在日数	出発駅	用務先
そ の 他	(今回の申込以外に関連の研究目的で科研費等、他に要求している場合は本欄に記入してください。他の要求が継続の場合、予定金額、新規の場合、要求中の金額を明記してください。)									
	(複数の申込みの場合には研究課題名及び優先順位を記入してください。)									
	(海外観測拠点への旅費を申請している場合は、積算根拠を示してください。国際会議への参加旅費は認められません。)									
利用施設	詳細な施設名	▼選択して下さい。			実験室名			使用電力等		
整理番号				※必ず黒字で記入して下さい。			東京大学宇宙線研究所			

様式 2

1. 研究目的（緊急性、国際競争性を含め記入して下さい。）

2-1. 研究計画と具体的な方法（宇宙線研究所との関連を明確に示して下さい。）

2-2. 次年度以降の計画

3-1. この研究計画に関連した過去3年間の共同利用研究採択課題、使用金額とその代表者

3-2. 従来成果と期待される成果

(**新規の場合** この研究に関連するこれまでの準備状況、研究成果
継続の場合 前年度の研究成果に関する報告を以下に記述すること。)

3-3. 最近の発表論文（国内外での学会における発表を含めて記述してもよい。）

4. 共同利用研究にあたって研究所への要望・意見等があれば記入してください。（任意）

整理番号

東京大学宇宙線研究所

様式 3

共同研究承諾書

平成 年 月 日

申請者（研究代表者）

殿

参加研究者 所属
職名
氏名 印

東京大学宇宙線研究所における下記研究題目の共同研究者となることを承諾します。
※学生・協力研究員及び所属機関のない方
共同利用開始までに、「学生教育研究災害傷害保険」又は同等以上の傷害保険に加入することを誓約します。

記

研究題目

研究期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

上記の研究題目が東京大学宇宙線研究所において採択された場合、当機関に所属する上記の者が、共同研究者となることを承諾します。

平成 年 月 日

所属長 職・氏名 職印

指導教員の所属・職・氏名 印
(学生の方は両方の承諾印をお願いいたします)

※「所属長」とは学部又は研究所にあっては学部長又は研究所長、単科大学にあっては学長、大学院にあっては研究科長

様式 4

平成 年 月 日

宇宙線研究所長 殿

研究部主任 印

研究代表者 印

平成 年度共同利用研究申込みにおける
参加者及び研究補助者の追加について（申請）

このことについて下記のとおり参加研究者（及び研究補助者）の追加を申請します。

記

1. 研究代表者： _____

2. 研究課題： _____

3. 追加研究者（研究補助者）

所属： _____

肩書き： _____

氏名： _____

所属機関の国名： _____

緊急連絡先： _____

4. 追加理由： _____

【安全衛生教育等】

参加研究者及び研究補助者は、東京大学の安全衛生教育に関するルール「東京大学の施設
または設備等の共同利用に関する安全ガイドライン」を遵守します。

また、参加研究者及び研究補助者で学生及び所属機関がない場合は、「学生教育研究災害傷
害保険」又は同等以上の傷害保険に必ず加入させることを誓約します。

様式5

宇宙線研究所共同利用費の使用内訳変更申請書
(査定額の50%を超えて変更する場合に提出)

××××部門主任殿、または××××センター長殿

XXX年 X月 X日

申請者氏名：××××

所属機関名：××××

連絡先（住所、電子メールアドレス、電話、ファックス）××××

変更申請理由

(長さ自由)

査定額内訳

物件費 XXX 千円 国内旅費 XXX 千円 海外旅費 XXX 千円

変更申請後の内訳（全内訳額を記入のこと）

物件費 XXX 千円 国内旅費 XXX 千円 海外旅費 XXX 千円

(注意：本件は所長と相談のうえ、決定されます。)

審査結果

(空欄にしておくこと。)

宇宙線研究所××××部門主任
名前、印←主任用

東京大学宇宙線研究所共同研究員規程

平成元年9月14日 制定

平成16年10月13日 改定

第1条 東京大学宇宙線研究所（以下「研究所」という。）における共同研究員の受入れに関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 共同研究員とは、大学及び国公立の研究機関に所属する研究者並びにその他これらに準ずる研究者で、次の各号の一に該当するものをいう。

一 研究所が行う共同利用研究の公募に応じ、研究課題が共同研究として採択された研究者

ただし、応募に際しては、各研究者の所属機関長の承諾を得てから応募書類を提出しなければならない。

二 研究所の要請に応じて、共同研究を行う研究者

第3条 共同研究の期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第4条 共同研究を行うにあたっては、研究代表者を置かなければならない。

研究代表者は、研究所外の研究者であっても、研究所の教員であっても差し支えない。ただし、代表者は常勤者に限る。

2 研究代表者は、研究計画の取りまとめを行うとともに、共同研究の推進に関し責任をもつものとする。

3 研究代表者は、共同研究の所属研究部の部主任と協議のもとに、共同研究を遂行しなければならない。

4 研究代表者は、当該年度の終了後速やかに、当該共同研究について研究状況及び研究成果を記載した報告書を、研究所の各部主任を通じ、所長あて提出しなければならない。

第5条 共同研究員は、共同研究を行うにあたって、研究所の定める規定を遵守しなければならない。

第6条 共同研究員には、別に定めるところにより予算の範囲内で旅費を支給することができる。

第7条 共同研究員が、共同研究の成果を発表するときは、研究所に採択された共同研究である旨を明示しなければならない。

第8条 共同研究員は、当該共同研究のために、研究所の共同研究に供する施設、設備、文献等を利用することができる。

附 則

この規程は、平成元年9月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月13日から施行する。